

保健・医療福祉施設あしかがの森奨学金貸与契約書

保健医療・福祉施設あしかがの森所長 原澤 孝夫（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）及び_____（以下「丙」という。）は、奨学金の貸与並びに連帯保証に関して、次のとおり契約を結んだ。

記

（契約の目的）

第1条 甲は、今般、乙が_____（以下「養成施設」という。）に修学するに際し、乙の修業を支援するため奨学金を貸与する。

（貸与期間）

第2条 奨学金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は入学した日の属する月から卒業する日の属する月までとする。

留年、休学等乙の責めに帰すべき事由により所定の卒業年限を超えて修業することになった場合の取扱はその都度甲が決定する。

（貸与額と貸与の方法）

第3条 貸与する奨学金（以下「貸与額」という。）は月額_____円とする。

貸与額に利子は付さない。

2 貸与の方法は、原則として当該月分をその月の25日（当日が休日に当たる場合は、休日以外の日で25日に最も近い日（その日が二つあるときはその前の日。))に貸与することとし、甲は、乙が指定する金融機関の本人名義口座に振り込む。

なお、甲が必要と認めた場合には随意の日に一括して貸与することがある。

（貸与の停止）

第4条 乙が、休学し又は停学処分を受けた場合は、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間は、貸与を停止する。

（貸与額の返済方法と履行遅滞）

第5条 貸与額の返済は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月末日を初回とし、貸与期間に対応する期間を返済期間とする均等分割返済方式とする。

乙は、貸与月額に対応する貸与額を毎月末（月末が金融機関休業日に当たるときはその前日）までに、甲が指定する金融機関の口座に振り込まなければならない。

（契約の解除）

第6条 乙が次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、この契約は解除する。

（1）退学したとき

（2）養成施設を卒業後直ちにあしかがの森に勤務する意志を有しなくなった場合

（3）奨学金貸与の対象となった資格を養成施設卒業とともに取得できなかった場合

ただし、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までは契約の解除を留保する

（4）その他貸与することが不相当と認めた場合

(貸与額の返還)

第7条 乙が次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、すでに貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 貸与契約が解除されたとき
- (2) 所定の免許を取得した後、ただちにあしかがの森に入職しなかったとき
- (3) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに所定の免許を取得しなかったとき
- (4) 返済すべき貸与額の返済期間中に退職したとき

2 前項で定める貸与額の返還は、退職時一括返済又はその事由が生じた日の属する月の翌月から36か月以内均等分割返還方式による。ただし、各月の返還が1回でも延滞したときは、以後均等分割返還方式は適用せず、残額を一括返還しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 丙は、上記貸与額の返済もしくは返還に関して乙の連帯保証人となり、乙と連帯してその返済もしくは返還を履行する責任を負う。

(届出)

第9条 乙及び丙は、第4条、第6条でそれぞれに定める事由が生じたときは、すみやかに甲に報告しなければならない。

なお、第8条で定める連帯保証人を変更する場合も同様とする。

(特約条項)

第10条 貸与額の返還・返済については、あしかがの森奨学金貸与規程第11条及び第12条第2項(返還・返済の特例)を適用する。

甲、乙、丙は上記契約内容及びあしかがの森奨学金貸与規程を基本約定として本契約を締結した。

この契約の成立を証するため本証書3通を作り、甲、乙、丙各署名押印の上それぞれ1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

(住所) 栃木県足利市大沼田町615

(甲 貸与者) 保健・医療福祉施設 あしかがの森
所長 原澤 孝夫 印

(住所)

(乙 被貸与者)

印

(住所)

(丙 連帯保証人)

印